



拝啓

初夏の候、ますますご健勝のほどお喜び申し上げます。いつも格別なお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

事務所通信も今回で18号となりました。お仕事の合間に御一読いただければ幸いです。やっとな暖かくなってきましたが、変わりやすい天気が続きますのでどうぞご自愛ください。

敬具

～今回のテーマ「相続放棄」～

みなさんご存じのように、ある人が亡くなると相続が発生します。相続人となる人には、順位があり、まずは亡くなった方の子供、子供がいなければ親、親がいなければ兄弟が相続人となり、配偶者は常に相続人となります。

相続する財産は、民法の条文を見ると、「相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する。」とあります。「一切の財産」とは、不動産や預貯金、株式といったプラス財産だけではなく、借金などのマイナスの財産も含まれます。したがって、被相続人に借金があった場合、相続人の方がその借金を返さなければなりません。

しかし、マイナスの財産のほうが多い場合、「相続したくない」と考える方が多いと思います。そのようなときには相続放棄をすることになります。相続放棄をした場合、その人ははじめから相続人ではなかったことになるので、借金を返す必要はありません。

しかし相続放棄はただ「相続しません」と宣言するだけではできないので、裁判所に相続放棄の申し立てをする事になります。ここで注意しなければならないのは、相続放棄をすると、相続権が次の順位の人に移るということです。簡単に言うと、相続人のメンバーがかわってしまうのです。

たとえば、亡くなった方の配偶者と子が相続放棄をすると、最初から相続人ではなかった事になるため、親が相続人となります。もし、親もさらに相続を放棄すると、次は兄弟が相続人となります。

誰だって自分が借りていない借金を返したくはないでしょうし、亡くなった方に子供や配偶者がいる場合、まさか兄弟である自分に相続権がまわってくるとは思わないでしょう。

このように相続放棄をする際、次に相続人になる方に事前に何の相談もしないと、親族間でトラブルが起こる事がありますので、相続放棄をする場合は、親族間でよく話し合う事をおすすめします。

ちなみに、相続放棄をするとマイナスの財産を引き継ぐことはありませんが、不動産や預貯金といったプラスの財産も相続することはできなくなります。

また、詐欺や強迫により相続放棄をさせられた場合は取り消すことはできますが、そのような事情がなく単に撤回するということはできません。相続が発生した時にはマイナスの財産しかないと思って放棄したけれど、のちに高価な財産が発見された場合「やっぱり相続します」ということはできないので、相続放棄をする場合には注意が必要です。相続放棄をお考えの場合にはご相談下さい。

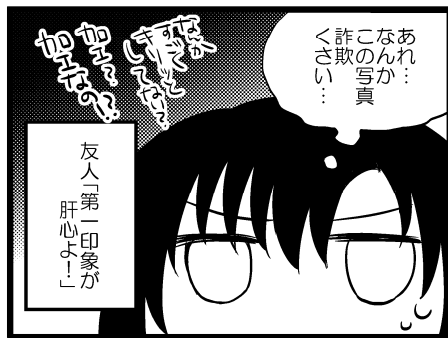
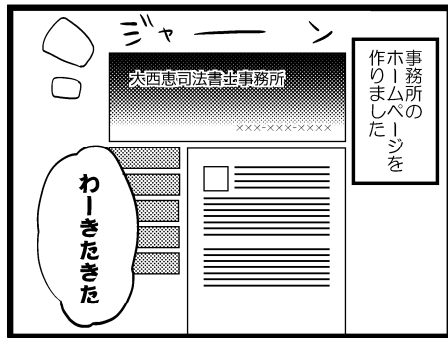
(村中 修二)

寺西先生に10の質問

- ① 好きな食べ物は？ 「クリーム入りメロンパンです。一時食べ過ぎて10キロ太りました。」
- ② 嫌いな食べ物は？ 「エビです。甲殻類全部嫌いです。」
- ③ 好きな映画は？ 「B級ホラーです。「ゾンビ」「〇〇デッド」などが好きです。」
- ④ 好きな本は？ 「『論語』『史記』等が好きですが「儲かる」ハウツー本も好きです。」
- ⑤ 子供の頃のあだ名は？ 「『てらせー』です。大学生の頃はローリーと呼ばれておりました。」
- ⑥ 無人島に唯一持っていくとしたら？ 「サバイバルナイフです。ナイフ一本で生活します。」
- ⑦ 司法書士になって一番驚いた事は？ 「突然『先生』と呼ばれた事です。違和感がありました。」
- ⑧ 司法書士になって一番嬉しかった事は？ 「難解な手続きを完了した時。(オタクなもので)」
- ⑨ 10年後の自分は？ 「外見は老けるでしょうが、内面は変わってないと思います。」
- ⑩ 最後の晩餐で何を食いたい？ 「やはり、クリーム入りメロンパンです！」

(回答者：寺西広)





(注) 当事務所HPの写真は加工済ではなく奇跡の1枚です!

＜外国に住んでいる方の登記＞

皆様は「外国に住んでいる相続人がいる。」もしくは、「日本にある不動産を売りたいけど、現在は外国に住んでいる。」というケースに遭遇した事がありますでしょうか?

このような場合、登記に必要な住民票または印鑑証明書を日本で取得することはできません。ではどのようにして登記を申請すればいいのか? この場合それに代わるものをそれぞれの国で取得して頂くことになります。

住民票その他の住所証明書に代わるものとして必要となる代表的なものとして、国外に在留(居住)する日本人が外国のどこに住所を有しているかを証明する「在留証明書」があります。これは、旅券や光熱費の請求書など、住所を立証できるものを提示する事で、現地の日本領事館にて交付を受けられます。住所は日本語訳により記載されており、日本の戸籍も一緒に持参すると、本籍も載せて頂けるようです。

では、印鑑証明書の代わりとなる書類はどうでしょう。世界ではアメリカをはじめサインの国が主ですが、中国のように日本と同様、印鑑の制度がある国も存在します。

しかし先日、中国の領事館に電話をする機会があったので聞いてみたところ「中国には確かに印鑑の制度はあるが、日本人が新規で印鑑を登録するようなことはまれで、年に1人いるかないか。今後もさせない方針だ。」との事でした。

よって、アメリカをはじめとするサインが主流の国でも中国でも「署名(サイン)証明書」と呼ばれるものを所得していただく事になります。

これは現地の日本領事館に申請人本人が直接出頭し、係官の面前で証明を必要とする書面に署名及び拇印を押すことで、それが間違いなく「本人が署名したものである」と証明した文書の交付を受けられます。この署名証明書は、相続の場合には遺産分割協議書、不動産を売却するような場合には委任状に合綴される事になります。

当事者に外国在住の方がいる場合、手続きが煩雑になるようなイメージがありますが、このように遺産分割協議をすることも、不動産を売却や購入をすることも可能です。

当事務所でも手続きが可能ですので、このようなケースがありましたらお気軽にご相談下さい。(矢野 純美)

入居ビル工事のお知らせ

現在、当事務所が入居しているビルが外装工事中です。

築40年が経過し、「札幌駅北口最古のビル」と言われているこのエルムビルですが、激しい老朽化のためついに外装工事をする事になり、6月～8月にかけて、事務所ビルの前面窓取替え工事が行われる予定です。

入口が足場で見えづらくなり、工事期間中の騒音等が想定され、お越しいただくお客様には大変ご不便をおかけするかと考えられますが、何卒ご容赦下さいますようお願い申し上げます。

(寺西 広)

編集後記

事務所通信も第18号。いつもお読みいただきまして有難うございます。寒かった春がようやく終わり、やっと初夏らしくなってきましたが、当事務所内は暖かいを通り越し暑くなってしまいました。今年こそエアコン導入予定です! 突然暖かくなってしまったので、皆様体調管理にはどうぞお気をつけ下さい。

【お問い合わせ】

札幌市北区北9条西4丁目7番地4エルムビル10階

寺西広司法書士事務所内、事務所通信発行係

電話011-700-2151

FAX011-700-2152

HP <http://office-teranishi.jp>